

# クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 新旧対照表

令和2年9月18日作成

| 旧(6月11日策定版) | 新(9月19日策定版)  | 備考 |
|-------------|--|----|
| (該当なし)      | <p><b>改定にあたって</b></p> <p>6月11日に策定し公表した本ガイドラインに基づいて、全国で少しずつではありますがクラシック音楽公演が再開されました。5月25日には緊急事態宣言が解除され、適切な感染防止対策を講ずる事によって経済活動の段階的な引き上げがなされてきました。</p> <p>しかしながら、昨今の都市部における感染者の急激な増加により、第二波、第三波と称される新たな感染拡大の到来も懸念される中、令和2年9月19日以降、「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)に基づく制限の緩和を行う場合には、多くの人々が密集するイベントにおける感染リスクの高さを強く認識し、より徹底したガイドラインの運用が求められております。</p> <p>策定時のガイドラインでは、基本となる感染予防対策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項としてまいりましたが、今回の改定では、ガイドラインの遵守を前提としています。</p> <p>公演主催者は、本ガイドラインを参考に、各都道府県の対応や地域の感染状況を踏まえ、施設設置者や施設管理者と十分な協議を重ねて、感染防止に向けて最大限の方策を講じていただくとともに、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨ウェブサイト等で公表するよう求めます。</p> <p>今回の改定版策定にあたり、2020年7月11日から13日に行った「クラシック音楽演奏・鑑賞にともなう飛沫感染リスク検証実験」の結果に基づき、客席・舞台での対策についても一部改定しました。</p> |    |

| 旧(6月11日策定版)   | 新(9月19日策定版)                                  | 備考 |
|---|--|----|
| <p>1 はじめに<br/>クラシック音楽の公演実施には、公共ホールや民間ホール、実演家、楽団、マネジメント事業者、メディア等、様々な主催者により小規模のホールから大劇場まで様々な会場での実施が想定されます。本ガイドラインでは、地域や施設の状況によって直ちに対応・導入する事は難しい事項が含まれているかと思ます。すべての事項の実施が活動再開の必須条件ではありませんが、基本となる感染予防対策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思ます。</p>                                     | <p>(左記を削除)</p>                               |    |
| <p>1 はじめに<br/>二月末に出された「イベント自粛要請」はすでに三ヶ月を超え、</p>   | <p>1 はじめに<br/>二月末に出された「イベント自粛要請」は三ヶ月を超え、</p> |    |
| <p>1 はじめに<br/>このような危機に先立ち、クラシック音楽公演に関わる音楽家、実演家、楽団、劇場、事業者ら多くの関係者によるイベント自粛が、感染拡大防止に大きく貢献した事は言うまでもありません。<br/>今般の「緊急事態解除宣言」に伴い、感染予防に対して最大限の対策を実施することを前提として、文化施設等の活動再開に向けた動きが示されたことは、長いトンネルの出口がようやく見えてきた大きな喜びです。<br/>しかしながら、未だ予断を許さない厳しい現状を踏まえると、クラシック音楽公演の再開については感染予防に対して最大限の対策を実施する事が前提条件として不可欠です。</p> | <p>(左記を削除)</p>                               |    |

| 旧(6月11日策定版)  | 新(9月19日策定版)   | 備考                       |
|--|---|--------------------------|
| <p>2 本ガイドラインの位置づけ<br/>(該当なし)</p>   | <p>2 本ガイドラインの位置づけ<br/>今般、政府では、催物の開催制限の緩和についての目安を提示し、感染防止策の徹底を前提に、1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとされました(「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡))。<br/>公演等の開催に当たって、この緩和措置を適用するためには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。</p> |                          |
| <p>2 本ガイドラインの位置づけ<br/>適宜改訂を行うものいたします。</p>  | <p>2 本ガイドラインの位置づけ<br/>適宜改定を行うものいたします。</p>   |                          |
| <p>3 感染防止のための基本的な考え方<br/>公演主催者は、会場の規模や特性、公演の形態、内容や演目等を十分に踏まえ、施設設置者、施設管理者、公演出演者、スタッフ等と協力して新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。</p>   | <p>3 感染防止のための基本的な考え方<br/>公演主催者は、地域の感染状況を踏まえ、各都道府県の対応に基づいて開催の可否を検討する。その上で、会場の規模や特性、公演の形態、内容や演目等を十分に踏まえ、施設設置者、施設管理者、公演出演者、スタッフ等と協力して新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。</p>   |                          |
| <p>3 感染防止のための基本的な考え方<br/>特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要です。</p> | <p>(左記を削除)</p>  | <p>重要なのは3密だけではないので削除</p> |

| 旧(6月11日策定版)  | 新(9月19日策定版)   | 備考                         |
|--|---|----------------------------|
| 3 感染防止のための基本的な考え方<br>クラシック音楽公演の特徴として、会場となるコンサートホールは、   | 3 感染防止のための基本的な考え方<br>クラシック音楽公演の特徴として、 <b>歌唱や吹奏楽器の演奏といった、感染を拡散するリスクを必ずしも排除しきれない行動が、演奏上又は表現上の理由により不可欠であることが挙げられます。</b> 一方で、会場となるコンサートホールは、                          |                            |
| 4ノ1章<br>1. 施設管理者との調整<br>公演主催者は施設管理者と各自治体の発している収容率等の方針のもと、感染防止対策について事前に調整する。可能な限り下記のような感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。 | 4ノ1章<br>1. 施設管理者との調整<br>公演主催者は施設管理者と <b>国</b> や各自治体の発している収容率等の方針のもと、感染防止対策について事前に調整する。下記のような感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。                                    | 「(可能な限り)」を削除               |
| 4ノ1章ノ1<br>(3) 接客や対面での案内を行うスタッフにはマスクを着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。   | 4ノ1章ノ1<br>(3) <b>マスクを忘れたお客様及び出演者等に対して配布や販売可能なマスクを準備する。</b><br>(4) 接客や対面での案内を行うスタッフには、 <b>お客様と十分な間隔(概ね1m以上)を取るとともに、</b> マスクを着用させ、必要に応じて <b>フェイスシールド</b> や手袋も使用させる。 | (収容定員100%緩和の場合マスクの着用は必須条件) |
| 4ノ1章ノ1<br>(4) 対面販売を行うブース等には、透明ビニールカーテンやフェイスシールド、又はアクリル板等を設置する。   | 4ノ1章ノ1<br>(5) 対面販売を行うブース等には、透明ビニールカーテン <b>又はアクリル板</b> 等を設置する。   |                            |
| 4ノ1章ノ1<br>(5) お客様が並ぶ可能性がある場所に、前の人から1m以上(可能なかぎり2m)離れることを求める案内を掲示する。   | 4ノ1章ノ1<br>(6) お客様が並ぶ可能性がある場所に、 <b>十分な間隔(最低1m)を確保する</b> ことを求める案内を掲示する。   |                            |
| 4ノ1章ノ1<br>(6) トイレについては不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行い、ハンドドライヤーは、使用禁止とする案内を掲示する。   | 4ノ1章ノ1<br>(7) トイレについては、不特定多数が <b>触れる</b> 場所は清掃・消毒を行い、ハンドドライヤーは使用禁止とする。  |                            |
| 4ノ1章ノ1<br>(7) 不特定多数の人が触れる箇所(扉、蛇口、手すり、エレベーターボタン、テーブル、椅子等)を、1日数回程度消毒する。  | 4ノ1章ノ1<br>(8) 不特定多数の人が触れる箇所(扉、蛇口、手すり、エレベーターボタン、テーブル、椅子等) <b>は、定期的に</b> 消毒する。  |                            |

| 旧(6月11日策定版)                                    | 新(9月19日策定版)  | 備考  |
|--|--|---|
| 4ノ1章ノ1<br>(8) ホール内でお客様が入場するすべてのエリアで適切な換気を実施する。 | 4ノ1章ノ1<br>(9) ホール内でお客様が入場するすべてのエリアで適切な換気を実施し、 <b>入場時や休憩時は扉等を解放し外気を取り入れる等、必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行い換気量(20m<sup>3</sup>/時以上)を保持できるように努める。</b>     |   |
| 4ノ1章ノ1<br>(9) 体調を崩されたお客様を案内する別室を確保する。          | 4ノ1章ノ1<br>(10) 体調を崩されたお客様を案内する為、 <b>換気の良い救護室を確保し、案内者を特定しておく。使用した際は適切な消毒手当を施す。平熱と比べて高い発熱、咳、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合に、直ちに医療機関を受診できるよう、紹介する医療機関を特定しておく。</b> | 予めどの医療機関を紹介するのか公演前に決めておく(場合によっては医療機関にも連絡を入れておく)など、迅速な連携が取れる体制を準備。 |
| 4ノ1章ノ1<br>(該当なし)                               | 4ノ1章ノ1<br>(11) <b>接触感染アプリ(COCoA)(自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)について公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場等に掲載することにより利用を促す。</b>                        |   |
| 4ノ1章ノ1<br>(該当なし)                               | 4ノ1章ノ1<br>(12) <b>高齢者や既往歴のある方など重症化リスクの高い入場者については、慎重な対応を行っていただくよう、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト等により注意喚起を促す。</b>   |   |
| 4ノ1章<br>2. 感染防止対策の周知<br>お客様に以下を徹底いただくように周知する。  | 4ノ1章<br>2. 感染防止対策の周知<br>お客様に以下を徹底いただくと共に、 <b>出演者と接する入り待ちや出待ち、プレゼントや花束等については控えていただくよう予め周知する。</b>  |   |
| 4ノ1章ノ2<br>(3) 会場内ではマスクを常時着用し、咳エチケットも実践する。      | 4ノ1章ノ2<br>(3) <b>会場内ではマスクの常時着用を徹底し、お客様同士の接触は控え、会話は必要最低限に留め、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。</b>                                     |   |
| 4ノ1章ノ2<br>(4) こまめな手指消毒又は手洗いをを行う。               | 4ノ1章ノ2<br>(4) <b>こまめな手指消毒または手洗いをを行う。接触感染防止のため不用意に自分の目・鼻・口を触らない。</b>  |   |

| 旧(6月11日策定版)  | 新(9月19日策定版)  | 備考 |
|--|--|----|
| 4ノ1章ノ2<br>(5) 来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。                                  | 4ノ1章ノ2<br>(5) 来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。 <b>その際に来場出来ない方が不利益を被らないよう当面の間のチケット代金全額の払い戻し等の対応を検討する等、お客様に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する。</b>           |    |
| 4ノ1章ノ2(5)<br>① 37.5 度以上の発熱がある。   | 4ノ1章ノ2(5)<br>① <b>検温の結果、平熱と比べて高い発熱がある。</b>   |    |
| 4ノ1章ノ2<br>[(6)はなし]   | 4ノ1章ノ2<br>(6) <b>新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)(自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)について公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場等に掲載し、来場者に利用を促す。</b>                   |    |
| 4ノ1章ノ2<br>[(7)はなし]   | 4ノ1章ノ2<br>(7) <b>交通機関や飲食店等の分散利用や、公演前後の交通機関利用時等における感染防止に努めるよう注意喚起する。</b>  |    |
| 4ノ1章ノ3<br>チケットの販売と発券は、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。                                 | 4ノ1章ノ3<br>チケットの販売と発券は、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。 <b>その際お客様から氏名及び緊急連絡先の情報を取得し必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事、又、前項2(5)に記載の入場制限とそれに伴うチケット代金の払い戻しについて周知する。</b> |    |
| 4ノ1章ノ3<br>(2) チケット販売の窓口スタッフにマスクを着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。                             | 4ノ1章ノ3<br>(2) チケット販売の窓口スタッフにマスク、 <b>必要に応じてフェイスシールド</b> を着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。   |    |
| 4ノ1章ノ3<br>(4) 当日券を購入する際は、チケット売場で前の人と1m以上(可能なかぎり2m)間隔を空けて整列していただくよう、足元などにサイン等を示す。 | 4ノ1章ノ3<br>(4) 当日券を購入する際は、チケット売場で前の人と <b>十分な間隔(最低1m)</b> を空けて整列していただくよう、足元などにサイン等を示す。   |    |
| 4ノ1章ノ3<br>(5) 不特定多数の人が触れる箇所を頻繁に消毒するよう、チケット販売窓口スタッフに周知する。                         | 4ノ1章ノ3<br>(5) 不特定多数の人が触れる箇所を頻繁に消毒するよう、チケット販売窓口スタッフに周知 <b>徹底</b> する。  |    |

| 旧(6月11日策定版)  | 新(9月19日策定版)  | 備考                       |
|--|--|--------------------------|
| 4ノ1章ノ3<br>(6) チケット販売窓口スタッフに、入退室の前後は手指の消毒、又は手洗いを丁寧に行うことを周知する。                       | 4ノ1章ノ3<br>(6) チケット販売窓口スタッフに、入退室の前後は手指の消毒、手洗いを丁寧に行うことを周知 <b>徹底</b> する。  | 「又は」を削除                  |
| 4ノ1章ノ4<br>入場時における接触を抑制する観点から、以下のように行う。   | 4ノ1章ノ4<br>入場時における接触を抑制する観点から、 <b>時間差入場を導入する等の対策を講じた上で</b> 、以下のように行う。   |                          |
| 4ノ1章ノ4<br>(2) 入場するお客様に、前の人から1m以上(可能なかぎり2m)離れることを求める案内を掲示する。                        | 4ノ1章ノ4<br>(2) 入場するお客様に、 <b>十分な間隔(最低1m)を確保</b> することを求める案内を掲示する。   |                          |
| 4ノ1章ノ4<br>(4) 入場後は、手洗い又は手指の消毒を行うよう周知する。  | 4ノ1章ノ4<br>(4) <b>入場時マスクを着用していないお客様には、マスクの着用を求め、配布や販売できるマスクを準備する。</b><br>(5) 入場後は、手洗い又は手指の消毒を行うよう周知する。  | (収容定員100%緩和の場合はマスク着用が必須) |
| 4ノ1章ノ4<br>(7) チケットもぎりのスタッフにマスクを着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。                                | 4ノ1章ノ4<br>(8) チケットもぎりのスタッフにマスク、 <b>必要に応じてフェイスシールド、手袋も</b> 使用させる。   |                          |
| 4ノ1章ノ4<br>(8) クロークスタッフにマスクと手袋を着用させる。可能であれば、利用者を最小限とすることを周知する。                      | 4ノ1章ノ4<br>(9) クロークスタッフにマスク、 <b>必要に応じてフェイスシールド</b> 、手袋を着用させる。可能であれば、利用者を最小限とすることを周知する。  |                          |
| 4ノ1章ノ5<br>(2) 座席の最前列付近は、公演する演目や内容を踏まえ舞台面から適切な距離を確保する。                              | 4ノ1章ノ5<br>(2) 座席の最前列付近は、 <b>第2章 4.(3)を参照のうえ適切な対策を取る。</b>   |                          |
| 4ノ1章ノ5<br>(3) 感染予防に対応した座席対策(家族等の一集団と他の集団との距離を確保した席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 等)に努める。 | 4ノ1章ノ5<br>(3) <b>来場者による大声での歓声や・声援等がないことを前提とした公演である場合、地域の感染の収束状況、公演の形態・内容、上演時間、観客層等を総合的に判断し、感染リスクが低いと判断される公演については、収容定員までの配席数(収容率100%以内)とすることができる。</b> |                          |

旧(6月11日策定版)

新(9月19日策定版)

備考

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>4ノ1章ノ5<br/>(該当なし)</p>   | <p>4ノ1章ノ5<br/>(4)ブラボー等の大声での声援は行わない事を徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出すお客様がいた場合、可能な限り個別に注意等を行う。</p>                             |  |
| <p>4ノ1章ノ6<br/>開場時や休憩時間は、接触を控える観点から、以下のように行う。</p>                     | <p>4ノ1章ノ6<br/>開場時や休憩時間は、接触を控える観点から、十分な休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用するよう周知し、以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。</p> |  |
| <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>・マスクを着用し、会話は控え、自席で静かに過ごすよう周知する。</p>                | <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>・マスクの着用について注意喚起・徹底する。会話は必要最低限に留め、自席で静かに過ごすよう周知する。</p>   |  |
| <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>・ロビーやホワイエでは人との間隔を1m以上離し、会話はなるべく控えるように周知する。</p>     | <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>・ロビーやホワイエでは十分な間隔(最低1m)を確保し、会話は必要最低限に留めるように周知する。</p>   |  |
| <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>・お客様ご自身の手で不用意に顔等を触らないよう周知する。</p>                   | <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>・お客様ご自身の手で不用意に目・鼻・口等を触らないよう周知する。</p>  |  |
| <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>・余裕を持った休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用するよう周知する。</p> | <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>削除(4ノ1章ノ6の冒頭に類似記述あり)</p>  |  |
| <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>・ブラボー等の声援は控え、拍手のみとしていただくよう周知する。</p>                | <p>4ノ1章ノ6ノ(1)<br/>削除(4ノ1章ノ5ノ(4)へ移動)</p>   |  |

| 旧(6月11日策定版)  | 新(9月19日策定版)   | 備考 |
|--|---|----|
| 4ノ1章ノ6ノ(1)<br>(該当なし)                                   | 4ノ1章ノ6ノ(1)<br>・ホワイエやロビー等の飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では飲食をしないよう周知する。また、客席での食事は、長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、自粛いただくことを徹底する。 |    |
| 4ノ1章ノ6ノ(2)<br>飲食を提供する場合は、接触を控える観点から以下のように行う。           | 4ノ1章ノ6ノ(2)<br>飲食を提供する場合は、アルコールの提供は避け、接触を控える観点から以下のように対策を徹底する。   |    |
| 4ノ1章ノ6ノ(2)<br>・飲食を提供する場合は、少なくとも1mの間隔をあけて座席を配置する。       | 4ノ1章ノ6ノ(2)<br>・飲食を提供する場合は、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔(概ね1m以上)となるよう座席を配置する。  |    |
| 4ノ1章ノ6ノ(3)<br>・トイレでは、少なくとも1m以上の間隔を空けて整列するよう周知する。       | 4ノ1章ノ6ノ(3)<br>・トイレでは、十分な間隔(最低1m)を空けて整列するよう周知する。   |    |
| 4ノ1章ノ7<br>全公演が終了した後の対応については、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。 | 4ノ1章ノ7<br>全公演が終了した後の対応については、接触を抑制する観点から、時間差退場を導入する等、可能な限り以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。                        |    |
| 4ノ1章ノ7ノ(1)<br>・公演終了後は、混雑を避けるため、時間差を設けて退場する。            | 4ノ1章ノ7ノ(1)<br>・公演終了後の退場に際して、会場の扉を全て解放する等、複数の退場路を設定し十分な間隔(最低1m)が確保出来るよう周知する。   |    |
| 4ノ1章ノ7ノ(1)<br>(該当する記述無し)                               | 4ノ1章ノ7ノ(1)<br>・お客様に楽屋訪問や出演者の出待ちを控えるよう周知する。  |    |

| 旧(6月11日策定版)   | 新(9月19日策定版)  | 備考  |
|---|--|---|
| 4ノ1章ノ7ノ(2)<br>物品販売を行う場合は、接触を控える観点から以下のように行う。                                      | 4ノ1章ノ7ノ(2)<br>物品販売を行う場合は、接触を控える観点から以下のように行う。 <b>また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。</b>   |   |
| 4ノ1章ノ7ノ(2)<br>・パンフレット、グッズ等の販売を行う場合は、少なくとも1m以上の間隔をあけて整列するよう周知する。                   | 4ノ1章ノ7ノ(2)<br>・パンフレット、グッズ等の販売を行う場合は、 <b>十分な間隔(最低1m)</b> をあけて整列するよう周知する。  |   |
| 4ノ1章ノ7ノ(2)<br>・スタッフがマスク、手袋を着用することを周知する。   | 4ノ1章ノ7ノ(2)<br>・スタッフがマスク、 <b>必要に応じてフェイスシールド</b> 、手袋を着用することを周知する。  |   |
| 4ノ1章ノ7ノ(2)<br>・対面販売の場合、透明ビニールカーテンやフェイスシールド、又はアクリル板等を設置する。                         | 4ノ1章ノ7ノ(2)<br>・対面販売の場合、 <b>透明ビニールカーテン又はアクリル板等</b> を設置する。   |   |
| 4ノ1章ノ7ノ(3)サイン会<br>・原則 サイン会は実施しないことを周知する。  | 4ノ1章ノ7ノ(3)サイン会 <b>等</b><br>・サイン会は実施しないことを周知する。   | 「原則」を削除   |
| 4ノ1章ノ8<br>(1) 速やかに別室へ案内し、隔離する。  | 4ノ1章ノ8<br>(1) 速やかに <b>救護室</b> へ案内し、隔離する。   |   |
| 4ノ1章ノ8<br>(2) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ対応する。   | 4ノ1章ノ8<br>(2) 対応するスタッフは、マスクや <b>フェイスシールド</b> 、手袋を着用のうえ <b>発熱者との接触を避けて</b> 対応する。  |   |
| 4ノ1章ノ8<br>(3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。  | 4ノ1章ノ8<br>(3) 速やかに、 <b>あらかじめ特定しておいた</b> 医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。  | 予めどの医療機関を紹介するのか公演前に決めておく(場合によっては医療機関にも連絡を入れておく)など、迅速な連携が取れる体制を準備。 |
| 4ノ1章ノ8<br>(4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。 | 4ノ1章ノ8<br>(4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える <b>とともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する。</b> |   |
| 4ノ1章ノ8<br>(5) スタッフによって取得した個人情報、漏洩することがないように十分な対策を講じる。                             | 4ノ1章ノ8<br>(5) スタッフによって取得した個人情報 <b>の名簿</b> は、漏洩することがないように <b>1か月以上を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する。</b>   |   |

| 旧(6月11日策定版)   | 新(9月19日策定版)   | 備考                         |
|---|---|----------------------------|
| 4ノ2章ノ1<br>(1) マスクを着用するとともに、咳エチケットも実践する。   | 4ノ2章ノ1<br>(1) マスク着用を徹底するとともに、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。  |                            |
| 4ノ2章ノ1<br>(4) ステージ衣装やスタッフ衣装等はこまめに洗濯する。  | 4ノ2章ノ1<br>(4) 日常生活において、感染リスクの高い場所への出入りは控え自己隔離に努める。<br>(5) ステージ衣装やスタッフ衣装等はこまめに洗濯する。  |                            |
| 4ノ2章ノ1<br>(6) 自宅で定期的な検温を行い記録し、必要がある場合、公演主催者等に提出できるよう準備する。                               | 4ノ2章ノ1<br>(7) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)(自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)の利用を促す。<br>(8) 自宅で定期的な検温を行い記録し、一週間毎に公演主催者又は所属事務所等に提出して確認を受ける。 |                            |
| 4ノ2章ノ1<br>(7) 公演又はリハーサル開始までの1週間に、次のいずれかの症状がある出演者は、医師又は関係機関に相談し、その判断に基づき、主催者は出演の可否を決定する。 | 4ノ2章ノ1<br>(9) 公演又はリハーサル開始までの2週間に、次のいずれかの症状又は事象がある出演者は自宅待機としPCR検査の受診を促し、医師又は関係機関に相談し、その判断に基づき、主催者は出演の可否を決定する。                      |                            |
| 4ノ2章ノ1ノ(7)<br>・37.5 度以上の発熱があった。   | 4ノ2章ノ1ノ(7)<br>・平熱と比べて高い発熱があった。  |                            |
| 4ノ2章ノ1ノ(7)<br>・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状があった。     | 4ノ2章ノ1ノ(9)<br>・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐の症状があった。  | 「目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、」を削除 |
| 4ノ2章ノ1<br>(8) 海外からの出演者の招聘は、当該国による日本への渡航制限および日本政府による当該国からの入国制限が解除されるまで控える。               | 4ノ2章ノ1<br>(10) 海外からの出演者の招聘は、当該国による日本への渡航制限および日本政府による当該国からの入国制限が解除されるまで行わない。ただし、日本入国後2週間を経過しているものは、この限りではない。                       |                            |

| 旧(6月11日策定版)   | 新(9月19日策定版)  | 備考                              |
|---|--|---------------------------------|
| <p>4ノ2章ノ2ノ(3)</p> <p>① 接触感染・飛沫感染・施設としてのリスクの評価とそれに基づく開催の可否。特に、多数の来場者が見込まれる公演は各都道府県の対応に基づき実施の可否を含めて対応を検討。又、高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演についても感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討。</p> | <p>4ノ2章ノ2ノ(3)</p> <p>① 接触感染・飛沫感染・施設としてのリスクの評価とそれに基づく開催の可否。特に、多数の来場者が見込まれる公演や来場者の範囲が全国に及ぶ公演については、リスクが異なる事に注意し各都道府県の対応に基づき開催の可否を概ね一ヶ月前までに検討。<br/>(以降は削除)</p>                     | <p>「高齢者」～「より慎重な対応を検討」は削除。</p>   |
| <p>4ノ2章ノ3</p> <p>(1) 公演当日及びリハーサル当日は会場入りする前に自宅等で検温し、記録をする。</p>   | <p>4ノ2章ノ3</p> <p>(1) 公演当日及びリハーサル当日は会場入りする前に自宅等で検温し、平熱と比べて高い発熱がある場合、及び体調不良の症状(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある場合)があった場合自宅待機とし、PCR検査の受診を促し公演主催者の指示を受ける。</p> |                                 |
| <p>4ノ2章ノ3</p> <p>(2) マスクを着用し、咳エチケットも実践する。</p>   | <p>4ノ2章ノ3</p> <p>(2) マスク着用を徹底し、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、マスクの着用を求め、配布や販売できるマスクを準備する。</p>                                       | <p>(収容定員100%緩和の場合はマスク着用が必須)</p> |
| <p>4ノ2章ノ3</p> <p>(5) 控室、楽屋では、できるだけお互いに距離を保つ。</p>  | <p>4ノ2章ノ3</p> <p>(5) 控室、楽屋では、十分な間隔(最低1m以上)を保つ。</p>   |                                 |
| <p>4ノ2章ノ4ノ(3)</p> <p>・ 鍵盤楽器、管弦打楽器</p> <p>①すべての演奏者は適切な距離を保持し、近距離で向かい合うスタイルは避ける。</p>  | <p>4ノ2章ノ4ノ(3)</p> <p>・ 鍵盤楽器、管弦打楽器</p> <p>①ソロやデュオ～室内楽では、すべての演奏者は十分な間隔(最低1m)を保持する。</p>   |                                 |

| 旧(6月11日策定版)   | 新(9月19日策定版)   | 備考 |
|---|---|----|
| <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 鍵盤楽器、管弦打楽器<br/>②舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距離について、感染予防に対応した適切な距離を置く、又は同等の効果を有する措置に努める。</p>   | <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 鍵盤楽器、管弦打楽器<br/>②舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距離について、<b>最低でも舞台から水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。それが困難な場合は、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果を有する措置を実施する。</b></p>   |    |
| <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 鍵盤楽器、管弦打楽器<br/>③舞台上に多くの演奏者が出演するオーケストラ、吹奏楽等の場合は、各奏者の間は十分な距離を保持し、特に管楽器奏者間の距離、管楽器群と弦楽器群の間等では十分な距離が確保出来るように配慮する。又は距離を置くことと同等の効果を有する措置(例えばアクリル板設置等)に努める。</p> | <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 鍵盤楽器、管弦打楽器<br/>③舞台上に多くの演奏者が出演する吹奏楽、オーケストラ等の場合は、<b>以下の点に留意する。</b><br/>・指揮者は演奏者との距離を2m以上確保する。<br/>・トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m(可能な限り2m)を確保する。<br/>・演奏上または表現上の理由により演奏者間を従来の間隔で演奏する場合は、舞台上の換気の確保により一層留意する、練習時に楽器用マスクやアクリル遮蔽板を使用する、リードを単体で吹いたり水抜きの際は布などで飛沫飛散を防ぐ、など複数の手法を組み合わせることで感染リスクを下げるよう努める。</p> |    |
| <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 鍵盤楽器、管弦打楽器<br/>④出演者は舞台上においてもマスク着用が望ましいが、演奏上又は表現上の問題を勘案して適宜判断する。</p>   | <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 鍵盤楽器、管弦打楽器<br/>④<b>指揮者・演奏者は舞台上で会話をする際はマスクを着用する、もしくは2m以上の距離を確保する。</b></p>  |    |
| <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 声楽<br/>②歌唱位置から客席最前列までの距離について、感染予防に対応した適切な距離(なるべく2m以上)を置く、又は同等の効果を有する措置に努める。</p>   | <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 声楽<br/>①<b>舞台から客席最前列までの距離について、最低でも水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。また、歌唱位置から客席最前列までの距離について、水平距離で最低でも5m以上の距離を置く。これらが困難な場合には、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果を有する措置に努める。</b></p>  |    |

旧(6月11日策定版)

新(9月19日策定版)

備考

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 声楽<br/>①すべての歌手は適切な距離を保持し、演奏上又は表現上困難な場合を除いて近距離で向かい合うスタイルは避ける。</p>                    | <p>4ノ2章ノ4ノ(3)<br/>・ 声楽<br/>②複数の歌手が出演する公演ではすべての歌手は最低でも2m以上の距離を保持し、近距離で向かい合うスタイルや、体の動きを伴ったり移動しながら歌ったりする演出は避ける。</p>  |  |
| <p>4ノ2章ノ5<br/>(1)リハーサル中は、演奏者は可能な範囲で、スタッフは原則マスクを着用し、咳エチケットも実践する。会話が必要な場合は十分な距離を確保するか、同等の効果を有する対策をとる。</p> | <p>4ノ2章ノ5<br/>(1)リハーサル中は、演奏者・スタッフは会話をする場合にはマスクを着用する。マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会話する際はマスクを着用していなければ十分な距離を確保する。</p>   |  |
| <p>4ノ2章ノ5<br/>(5)舞台上でのセッティングにあたっては、観客との間隔が十分に取れるよう配慮する。芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。</p>          | <p>4ノ2章ノ5<br/>(5)舞台上でのセッティングにあたっては、舞台から観客との間隔を水平距離で2m以上とる。演奏形態によっては2m以上の距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。</p>  |  |
| <p>4ノ2章ノ5<br/>(該当なし)</p>  | <p>4ノ2章ノ5<br/>(6)管楽器の結露水は床に直接落とさず布、紙などに吸収させ演奏者自らが指定の場所に捨てる。</p>   |  |
| <p>4ノ2章ノ6<br/>舞台裏、控室・楽屋等の利用については定期的な換気を心がけ、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。</p>                                 | <p>4ノ2章ノ6<br/>舞台裏、控室・楽屋、稽古場等の利用については不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行うと共に定期的な換気を心がけ、必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行うと共に、扉や窓等を解放し外気を取り入れる等、実効的な換気量(20m<sup>3</sup>/時以上)を保持できるように努める他、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。</p> |  |
| <p>4ノ2章ノ6<br/>(3)舞台裏、控室・楽屋では、マスクを着用する。</p>  | <p>4ノ2章ノ6<br/>(3)舞台裏、控室・楽屋では、マスクの着用を徹底する。</p>   |  |
| <p>4ノ2章ノ6<br/>(該当なし)</p>  | <p>4ノ2章ノ6<br/>(4)食事の前、トイレの後、結露水や唾液・飛沫が付着していると考えられる部位に触れた後、目・鼻・口に触れる前は、手洗い、手指の消毒をする。</p>   |  |

| 旧(6月11日策定版)   | 新(9月19日策定版)   | 備考  |
|---|---|---|
| 4ノ2章ノ6<br>(4) 控室や楽屋で飲食をとる際は、できるだけお互いの距離を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を検討する。                    | 4ノ2章ノ6<br>(5) 控室や楽屋で飲食をとる際は、 <b>十分な距離(最低1m)</b> を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を <b>徹底</b> する。      |   |
| 4ノ2章ノ6ノ(7)<br>・トイレでは、少なくとも1m以上の間隔を空けて整列するよう周知する。  | 4ノ2章ノ6ノ(9)<br>・トイレでは、 <b>十分な間隔(最低限1m)</b> を空けて整列するよう周知する。                                     |   |
| 4ノ2章ノ7<br>(1) 速やかに別室へ案内し、隔離する。  | 4ノ2章ノ7<br>(1) <b>体調不良者にマスクを着用させ</b> 、速やかに別室へ案内し、隔離する。   |   |
| 4ノ2章ノ7<br>(3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。  | 4ノ2章ノ7<br>(3) 速やかに、 <b>あらかじめ特定しておいた</b> 医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。                                 | 予めどの医療機関を紹介するのか公演前に決めておく(場合によっては医療機関にも連絡を入れておく)など、迅速な連携が取れる体制を準備。 |
| 4ノ2章ノ7<br>(5) スタッフによって取得した個人情報、漏洩することがないように十分な対策を講じる。                                     | 4ノ2章ノ7<br>(5) スタッフによって取得した個人情報の <b>名簿</b> は、漏洩することがないように <b>1か月以上を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する</b> 。 |   |
| 4ノ2章ノ8<br>公演終了後は、できるかぎり次のように行う。   | 4ノ2章ノ8<br>公演終了後は、次のように行う。   | 「できるかぎり」を削除(お客様対応と統一するため)   |
| ガイドライン末尾<br>本ガイドラインの策定にあたりましては、経済産業省、文化庁ならびに内閣官房コロナ対策推進室、政府のコロナ対策専門家会議の有識者の監修を経て策定したものです。 | ガイドライン末尾<br>本ガイドラインの策定にあたりましては、 <b>政府及び専門家の助言</b> を経て策定したものです。                                |   |
| 留意点   | 留意点<br>( <b>全て削除</b> )  |   |